○津山圏域衛生組合汚泥再生処理センター基金条例

昭和５２年３月３１日

津山圏域衛生処理組合条例第１号

改正　平成１４年４月１５日条例第１号

平成３１年３月１日条例第２号

（目的及び設置）

第１条　本組合の，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくし尿処理事業（以下「事業」という。）の健全な運営を図るため，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４１条第１項の規定に基づき，津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第２条　基金として積立てる金額は，当該年度の一般会計予算に定めた額とする。

（管理）

第３条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は，一般会計予算に計上して，この基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第５条　管理者は，財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法・期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は，事業の運営に要する費用に不足を生じた場合においては，その全部又は一部を処分することができる。

２　前項の規定にかかわらず，預入金融機関が預金保険法（昭和４６年法律第３４号）第４９条第２項に規定する保険事故を起こした場合にも，処分することができるものとする。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか，基金の管理について必要な事項は，管理者が別に定める。

付　　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（廃止条例）

２　津山圏域衛生処理組合し尿処理場建設基金条例（昭和４７年津山圏域衛生処理組合条例第４号）は，前項の施行日から廃止する。

付　　則（平成１４年４月１５日条例第１号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　　則（平成３１年３月１日条例第２号）

この条例は，平成３１年４月１日から施行する。